

障がい福祉 サービス ハンドブック

生活で困っていることはありませんか？

もっと豊かに、

自分らしい生活をしましょう！



住吉区地域自立支援協議会

目 次

1 どんなサービスが使えるの？	1
①家の中でのことを手伝ってほしい！	1
②病院に一緒に行ってほしい！	1
③外出がしたい！	2
④お金のことが心配！	2
⑤日中に何か活動をやってみたい！	3
⑥住むところ・自立生活のこと	4
⑦家族が入院して一人になってしまった	4
⑧障がいのある子どもが使えるサービスを知りたい！	5
⑨障がいを補う車椅子等を利用したい！	5
⑩困っていることを相談するところは？	6
2 サービスを使うにはどうしたらいいの？	8
3 どんな人が利用できるの？	9
4 いろいろなサービスの説明	9
①家の中で使えるサービス	9
②通院や入院を支援するサービス	9
③外出を支援するサービス	9
④お金に関するサービス	10
⑤日中活動を支援するサービス	10
⑥住むところ・自立生活を支援するサービス	10
⑦一時的に泊まるところを提供するサービス	11
⑧障がい児を支援するサービス	11
⑨障がいを補う用具や住宅改修に関するサービス	11
⑩その他のサービス	11
5 費用はどのくらいかかるの？	12
①障がい者の負担上限月額	12
②障がい児の負担上限月額	12

◎大阪市には、障がいのある方が自分らしい生活をするための様々なサービスがあります。

1 どんなサービスが使えるの？

①家の中でのことを手伝ってほしい！

お風呂に入ったり、
ベッドから車椅子
に移ったり、一人
でするのが難しい。



ご飯を作ったり、
掃除や洗濯等、家
のことを手伝って
ほしい。

居宅介護（身体介護）
重度訪問介護
訪問入浴サービス

居宅介護（家事援助）
重度訪問介護

②病院に一緒に行ってほしい！

病院へ行くのに付
き添いがほしい。
お医者さんの話が
わからないので、
一緒に聞いてほしい。



入院した時、看護
師さんやお医者さ
んと話ができるか
心配…

居宅介護（通院等介助）
重度訪問介護

重度障がい者等入院時コミュ
ニケーションサポート事業

③外出がしたい！

食材の買い出し等、
スーパー やコンビニ、
薬局に買い物
に行きたい。



電車やバスに乗って、
映画や遊園地、
ショッピングに行
きたい。

居宅介護（家事援助）
重度訪問介護

移動支援　重度訪問介護
同行援護　行動援護

④お金のことが心配！

障がいがあるので
年金を申請したい。



経済的に生活が
苦しい・・・

障がい年金

お金の計算をするのが難
しくて、家賃を払ったり
一人で管理できない。

生活保護

あんしんさぽーと事業
成年後見制度

⑤日中に何か活動をやってみたい！

就労を目指して、能力
を身に付けたい。

同じ障がいを持つ人と
交流したい。

就労移行支援

地域活動支援センター



一般就労は不安だけど、
日中に何か仕事をしたい。

日中に介助を受けながら、
やりがいを見つけたい。

就労継続支援（A型・B型）

生活介護

⑥住むところ・自立生活のこと

これから一人暮らしをしたいので、家事などができるようになりたい。



一人は不安なので、少人数で生活をしたい。

自立訓練
(機能訓練・生活訓練)

共同生活援助
(グループホーム)

⑦家族が入院して一人になってしまった

介助してくれている家族が入院してしまったので、一時的にどこかで生活したい。

短期入所
(ショートステイ)



⑧障がいのある子どもが使えるサービスを知りたい！

障がいのある子どものことで相談をしたい。通所できる場所を探す手伝いをしてほしい。

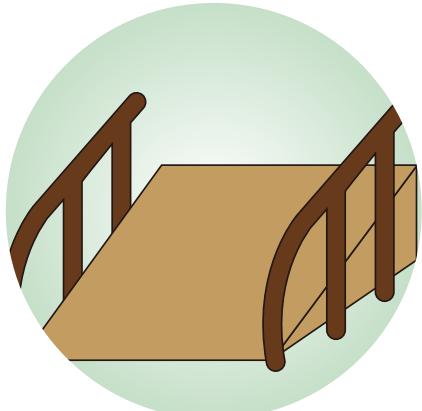


障がいのある子どもが通所できる場所がほしい。

障がい児相談支援
大阪市こども相談センター
住吉区保健福祉センター子育て相談室

児童発達支援
放課後等ディサービス

⑨障がいを補う車椅子等を利用したい！



車椅子がほしい。
補聴器を使いたい。

介護ベッド等の生活が
しやすくなるための用
具がほしい。

住宅内にスロープを
つけるなど、室内を
改修したい。

補装具費の給付

日常生活用具の給付

住宅改修費の給付

⑩困っていることを相談するところは？

生活の中で困ったことを相談したい。
障がい福祉サービスを使いたい。



気分が落ち込んでいてずっと悩んでいる。
精神の専門的な相談をしたい。

- ・住吉区障がい者相談支援センター
(自立生活センター・まいど)
- ・住吉区保健福祉センター
- ・各指定特定相談支援事業所（※1）

- ・地域活動支援センター（生活支援型）
(こころの相談ネットふうが)
- ・大阪市こころの健康センター
- ・精神保健福祉ネットワーク会議 参加機関（※2）

就労について相談しながら訓練していく
たい。



家族、福祉サービス事業者、雇用者から虐待をうけているかもしれない…

南西部地域障がい者
就業・生活支援センター

障がい者虐待相談窓口（※3）

お問い合わせ先

住吉区障がい者相談支援センター
(自立生活センター・まいど)

(※1)

所在地：住吉区長居西1-9-12キミハウス1階
電 話：6609-3133 FAX：6609-3210

地域活動支援センター(生活支援型)
(こころの相談ネット ふうが)

(※2)

所在地：住吉区帝塚山東5-8-3
電 話：6678-9205 FAX：6678-7573

住吉区保健福祉センター

(※3)

所在地：住吉区南住吉3-15-55
電 話：6694-9857 FAX：6694-9692

大阪市こころの健康センター

所在地：都島区中野町5-15-21都島センタービル3階
電 話：6922-8520 FAX：6922-8526

南西部地域障がい者就業・生活支援センター

所在地：住之江区泉1-1-110
電 話：4702-5757 FAX：6685-8064

6ページに記載の※1～3の相談先については上記にお問い合わせください。

2 サービスを使うにはどうしたらしいいの？

お住まいの区の保健福祉センターで申請手続きを行い、支給決定を受ける必要があります。

サービスを使うまでの一般的な流れ

1

利用の申請

区保健福祉センターの窓口で、
障がい福祉サービスを使いたいと伝えて下さい。



2

障がい支援区分認定調査

調査員の方が自宅、もしくは希望する場所に来て、
あなたの状況について聞き取りをします。



3

障がい支援区分認定

約2~3ヶ月後、障がい支援区分1~6または
非該当のいずれかが認定されます。



4

サービス等利用計画案の作成

サービス等利用計画案の作成には次の方法があり、
区保健福祉センターから聞き取りがあります。



5

自分でサービス等利用計画案を作成する場合（セルフプラン）

5

指定特定相談支援事業所と
サービス等利用計画案を作成する場合



6

支給決定

セルフプランに基づき、支給決定されますので、ご自身で障がい福祉サービス事業所を探して契約します。

6

支給決定

指定特定相談支援事業所にサービス等利用計画案の作成をお願いした場合、
指定特定相談支援事業所が自宅に訪問して、サービス等利用計画案を立て、
障がい福祉サービス事業所の手配します。その後、定期的に訪問します。
※指定特定相談支援事業所を利用の場合、支給決定まで約1ヶ月程度の時間がかかります。



7

サービスの開始

障がい福祉サービス事業所との契約によりサービスを開始します。
開始時期は障がい福祉サービス事業所との相談になります。

3 どんな人が利用できるの？

身体・知的・精神障がい者、障がい児、難病の方が対象です。ただし、障がい福祉サービスによって、一定の障がい支援区分やその他の要件が必要です。

4 いろいろなサービスの説明

①家の中で使えるサービス

居宅介護(身体介護・家事援助)

ヘルパーが居宅でお風呂やトイレ、食事、通院の介助などを行います。

- 身体介護→お風呂、トイレ、食事の介助、ベッドや車椅子への乗り移りなど
- 家事援助→部屋の掃除、洗濯、調理、買い物の援助など

重度訪問介護

重度の肢体不自由者または重度の知的・精神障がいにより常に介護が必要な方に、ヘルパーが家中や外出時の介護等を総合的に行います。

訪問入浴サービス

介助者だけでの介助では、自宅の浴槽での入浴が難しい重度の身体障がい者の方に対し、訪問して家中で入浴サービスを行います。

②通院や入院を支援するサービス

居宅介護(通院等介助・通院等乗降介助)

- 通院等介助 → 病院への付き添い
- 通院等乗降介助 → 通院時の送迎車への乗降支援

重度障がい者等入院時コミュニケーションサポート事業

コミュニケーションに支援が必要な障がい者・児の入院時にヘルパーを派遣し、医師や看護師とのコミュニケーションの間に入れます。

③外出を支援するサービス

移動支援

外出支援が必要と認められる方に対し、ヘルパーが外出の手伝いをします。

(対象者)重度の盲ろう者・児、知的障がい者・児、精神障がい者・児、全身性障がい者・児

同行援護

視覚障がいで、単独での外出が困難な方に対し、移動に必要な支援を行います。

行動援護

知的障がい・精神障がいの方で、行動上著しい困難のある方に対し、危険を予防・回避するために必要な支援を行います。

④お金に関するサービス

◆ 障がい年金

年金に加入している間に初診日のある病気やケガで、法令に定める障がいの状態にある間、障がい年金が支給されます。（初診日が20歳未満の方は20歳になった以降に法令に定める障がいの状態にあるときに支給されます）

詳しくは初診日に加入していた年金の窓口までお問い合わせください。

【参考】

平成27年4月～28年3月の障がい基礎年金額

1級 年額975,100円

2級 年額780,100円

◆ 特別障がい者手当

20歳以上で身体、知的、精神の障がいが著しく重度であり、常時特別の介助が必要な方に支給されます。支給には要件がありますので、お住まいの区の保健福祉センターまでお問い合わせください。

【参考】平成27年度月額 26,620円

◆ 生活保護

生活に困った方に対して、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を援助する制度です。詳しくは、お住まいの区の保健福祉センターまでお問い合わせください。

⑤日中活動を支援するサービス

◆ 生活介護

常に介護が必要な方に、食事、トイレ、入浴（入浴設備はある所とない所があります）のサポートを行うとともに、軽作業や創作的活動等を行います。

◆ 就労移行支援

一般企業等で働くことを希望する方に、一定期間、就労に関する訓練を行います。

◆ 就労継続支援（A型・B型）

一般企業等で働くことが難しい方に、働く場を提供し、就労に関する訓練を行います。

◆ 地域活動支援センター

障がい者の方が通い、軽作業や創作的活動等を行うことにより、自立した日常生活を送ることができるよう支援します。

⑥住むところ・自立生活を支援するサービス

◆ 共同生活援助（グループホーム）

複数の障がい者が共同で生活する場です。世話人などが家事等の日常生活上のサポートや、トイレ、入浴等の介助、相談等を行います。

◆ 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

自立した日常生活または社会生活が送れるよう、一定期間、身体のリハビリや生活能力向上のため訓練を行います。

⑦一時的に泊まるところを提供するサービス

短期入所(ショートステイ)

障がい者・児の介護者が、病気等で一時的に介護できない場合、原則として月7日以内の宿泊サービスをします。

⑧障がい児を支援するサービス

障がい児相談支援

障がい児の通所サービスを利用するための計画を立てます。

児童発達支援

基本的な動作や知識を学び、集団生活へ慣れる訓練を行います。

放課後等デイサービス

就学中の障がい児に対し、学校終了後・休日に、生活訓練や社会交流の促進を行います。

⑨障がいを補う用具や住宅改修に関するサービス

補装具費の給付

身体障がいや難病のある方の身体機能を補うための用具が支給されます。

視覚障がい	盲人安全つえ・義眼・眼鏡
聴覚障がい	補聴器
肢体不自由	義手・義足・装具・座位保持装置・車いす・電動車いす・歩行器・歩行補助つえ
18歳未満のみ	座位保持いす・起立保持装置・頭部保持具・排便補助具
呼吸器または心臓機能障がい	車いす・電動車いす
肢体不自由かつ言語機能障がい	重度障がい者用意思伝達装置

日常生活用具の給付

日常生活の便宜を図るため、特殊寝台、入浴補助用具・車いす用レインコート、点字ディスプレイ等の用具が給付されます。

住宅改修費の給付

日常生活上の障がいの軽減に直接効果のある住宅改修の工事費が給付されます。

⑩他のサービス

計画相談支援

<サービス利用支援(サービス等利用計画作成)>
障がい福祉サービスを利用するための計画を立てます。

<継続サービス利用支援(モニタリング)>
一定期間ごとに訪問し、生活状況の変化などを踏まえ、計画が適切かを確認します。



地域相談支援

< 地域移行支援 >

長期間施設に入所または精神科病院に入院している方に対し、地域での生活に移行するための支援を行います。

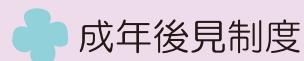
< 地域定着支援 >

一人暮らし(一人暮らしに近い状態も含む)をしている方に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急時等に相談、情報提供等を行います。



あんしんさぽーと事業

知的障がい、精神障がい等により、判断能力が不十分な方が安心して地域生活を送れるよう、福祉サービスの利用援助や金銭管理を行います。



成年後見制度

知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な方に対し、法的に権限を与えられた成年後見人等が、本人に代わって福祉サービスの利用契約や適切な財産管理を行うことで、その方の生活を支援する制度です。

5 費用はどのくらいかかるの?

原則として1割の負担と食費・光熱費等の実費負担が必要ですが、利用される方の負担能力によって上限額が設定されます。

① 障がい者の負担上限月額

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市民税非課税世帯	0円
一般1	市民税課税世帯 （市民税所得割額の合計16万円未満） ※ただし施設入所者は除く	9,300円
一般2	上記以外	37,200円

② 障がい児の負担上限月額

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市民税非課税世帯	0円
一般1	市民税課税世帯 (市民税所得割額の合計28万円未満)	通所の場合
		入所の場合
一般2	上記以外	37,200円



メモ



障がい福祉サービスハンドブック

平成 28 年 1 月発行

編 集
発 行
連絡先

住吉区地域自立支援協議会
住吉区役所
〒558-8501
大阪市住吉区南住吉 3 丁目 15 番 55 号
住吉区保健福祉センター
保健福祉課（保健福祉）
電話 06-6694-9857
FAX 06-6694-9692

住吉区地域自立支援協議会ホームページ <http://ssas20.jp/>